

V 監査の結果及び意見（個別）

第1 公益財団法人 群馬県私学振興会

担当部局：総務部

1. 法人の概要

（1）基本情報

法人の名称	公益財団法人群馬県私学振興会
所在地	群馬県前橋市大渡町1-10-7（公社ビル内）
設立年月日	昭和58年3月1日
代表者名	理事長 森本純生
資本金	236,220千円
県の出資割合	42.3%
事業内容	・私立学校等における教育環境の充実及び向上に資する事業 ・県民の修学機会を確保するための支援を行う事業 ・その他、振興会の目的を達成するために必要な事業

（2）沿革

本財団は、群馬県及び群馬県教育委員会の認可を受け、昭和58年3月に群馬県内の私立学校教育の振興を目的として設置された財団法人群馬県私学振興会として発足した。

群馬県私学振興会設立の直接的な契機は、児童生徒の急増・急減及び国の財政再建・行財政改革の影響に対応するため、県内の私学人が大同団結して、著しい教育環境の変化に耐えうる安定した基盤を培い、時代の進展に適応した教育諸条件の整備・充実を図る体制の整備が緊要であった。

群馬県では、児童生徒の急増・急減問題は、公教育を担っている私立学校も当然教育環境均衡の観点から対策を図る必要があると認識されていた。

しかしながら当時、施設整備や運転資金の資金需要があるにもかかわらず、市中金融機関からの資金調達は困難であり、低利の融資制度の構築は時代の要請でもあった。

これらのことから、群馬県の支援を受けつつ、昭和58年3月に、群馬県私立大学協会、群馬県私立中学高等学校協会、群馬県私立幼稚園協会及び群馬県専修学校各種学校協会が中心となり、県内私立学校及び群馬県からの出捐金203,113,000円の基本財産をもって振興会を設立した。

会の設立と並行して、融資制度の創設にも務めた。まず、地元の金融機関を窓口として施設・設備整備資金の融資あっせんを図ることにした。融資資金の原資とするため会員から私学振興債を募集し、金融機関に預託することによる協調融資により融資に必要

な資金を確保した。また、短期の運転資金である経営資金貸付制度も県の支援を受けて確立した。

平成 19 年 4 月には、群馬県の指導を得ながら群馬県内の私立学校教職員の待遇改善を目的として、私立学校設置者に退職手当資金を給付していた社団法人群馬県私学厚生協会と統合し、群馬県内の私立学校教育振興の基盤強化を図った。

以後、群馬県と連携を取りながら、教育施設・設備の充実に対するあっせん・助成事業や教職員の退職手当の給付に必要な資金の給付事業等教育環境の充実・向上及び県民の修学機会の確保を支援するのに必要なさまざまな事業を展開し、群馬県の教育文化の高揚に資するとともに公教育の現場及び県民の期待に応えている。

また、昭和 58 年当会設立時群馬県から 1 億円の出捐を受けたほか、教育施設・設備の融資あっせん事業では金利負担軽減のため、利子補給への助成を受けるほか経営資金の原資の借入れ等財政基盤面においても群馬県と不可分な関係にある。

(3) 目的 (定款第 4 条)

群馬県私学振興会は、群馬県内の私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、群馬県民の幅広い修学機会を確保するための支援を行い、もって群馬県における教育文化の高揚に資することを目的とする。

(4) 主な事業の概要

・退職手当資金等給付事業

教職員の教育活動を安定化させ、私立学校教育の一層の向上を図るため、学校法人等が群馬県内に設置する私立学校等に常時勤務する教職員で当会に登録した者が退職した場合等に、学校法人等がその教職員に退職金を支給するために必要な資金を給付する事業であり、昭和 40 年 10 月 5 日設立された社団法人群馬県私学厚生協会で実施されていた事業を平成 19 年度より、当会が継承している。

この事業は 47 都道府県のすべてに、それぞれの設置認可を受けた私立学校等を対象とした公益法人が実施している。

実施の経緯は、優秀な教職員の配置は、学校運営において最重要となる課題である。教員については、教育基本法において、「その使命と職責の重要性に鑑み、その身分は保証され、待遇の適正が期せられるとともに養成の研修の充実が図られなければならない。」と規定されており、待遇の安定を図ることが必要であることが定められている。また、同法においては、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定されている。

これら法の趣旨を踏まえ、公の性質をもつ、私立学校教職員については、国公立学校教職員との待遇の均衡を図ることが不可欠であると認識されている。

しかし、給与の後払い的性格をもつ退職金については、中小企業従業員については、昭和 34 年に「中小企業退職金共済法」が、社会福祉施設職員については、昭和 36 年に「社会福祉施設職員退職手当法」が、それぞれ制定・施行され、退職金制度が確立されたにもかかわらず、私立学校教職員に対する退職金確保については、特別措置が講ぜられなかった。

このような中、群馬県当局の絶大なる協力と県内私立学校の一致した意見により、全国でもまれな大学から中高、幼稚園、専修各種学校まで全学種が一体となって、県下の私立学校全教職員に「公立学校に準じた退職金」を支給することができる制度として、全国では 9 番目に社団法人を設立した。退職手当資金給付に必要な資金は、主として設置者である学校法人、群馬県及び群馬県私立学校教職員の 3 者で拠出することにした。

その後、教職員の拠出金が廃止され、私立学校の設置者が納める掛金（出資金）、群馬県から交付される補助金及び積み立てた資産の運用果実をもって、退職する教職員の退職手当資金を給付している。

なお、本事業が永続的に運営されるものであるとの観点から、3 年ごとに掛金率及びその計算基礎の再検討を行い、必要がある場合適正な修正を行っている。

対象者は、当会が実施する退職手当資金等給付事業への加入を希望する群馬県内に私立学校等を設置する者で、対象教職員は、群馬県内に設置認可を受けている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校各種学校及び大学に勤務する常勤の教職員で約 3,200 人である。

掛金率は、学種によって異なるが、標準給付月額額の 1000 分の 60~102、補助率は 1000 分の 24（大学等を除く）、退職手当資金の乗率は、登録されている教職員の勤続年数により、普通退職は 0.6~51.25、死亡退職は、1.0~59.28 となっている。

資金運用は、振興会発足時の昭和 40 年度は、金銭信託中心の運用であった。昭和 60 年からは貸付信託に加え、基金信託（ファンドトラスト・オーダートラスト）の運用を開始、さらに昭和 60 年度には非適格企業年金制度の運用を開始した。平成 2 年度からは、基金信託をすべて企業年金に切り替えて、一部自家運用、大半を 4 信託銀行の非適格年金制度による資金運用委託契約により実施していたが、平成 15 年 8 月以降は、本事業が永続的に継続できる財政計算方式に基づき自家運用を行っている。

資産運用に当たっては、年度当初に理事会で承認された資金運用計画書に沿って実施し、四半期ごとに当振興会役員で構成される資金運用委員会に結果を報告するとともに、運用方法等を諮りながら進めており、資金の運用状況は、四半期ごとに理事会に報告し承認を求めている。

資産構成は、安定的な利回りを確保するため、資産の約 3 割を地方債中心のラダー型の指定金外信託で運用し、約 4 割を資金管理運用要綱に基づき発行体の格付けが A 格以上の内・外債に投資し、リスク分散を図った上で運用利回りを確保している。残余の資産は、短期資金及び支払い準備資金として、中期の国債・社債あるいは信託銀行への預

託・銀行への預金等で運用している。

・施設・設備整備資金融資あっせん事業

群馬県内の私立学校における教育環境を整備するため、県内私立学校の経営者からの借入金（私学振興債）を原資として、取扱金融機関に協調預託するとともに群馬県からの補助金（平成 24 年度までの融資実行分が対象）を基に利子補給も併せて行い、事業者の借入利子の軽減を図った上で私立学校の教育施設等の整備に必要な低利な資金の融資をあっせんする事業である。

昭和 58 年度から実施しており、融資対象者は、県内に設置認可を受けている私立学校である。

融資あっせんは、私立学校設置者から提出された申請書を事務局で審査した後、民間有識者を含む 7 人による融資あっせん委員会に諮問し、運営理事会で決定した後、指定した取扱金融機関に融資あっせんを行っている。

主な概要

融資の対象	私立学校の施設・設備に係る事業 ・校舎及び附帯施設の整備事業 ・校具・教具等の設備の整備事業 ・校地の取得及び造成（利子補給対象外） ・群馬県私学振興会が特に必要と認めた事業
融資限度額	1 事業あたり 20,000,000 円（特例：40,000,000 円）
融資期間	6 年以内（融資年度は据置）
融資利率	0.75%（振興会より 0.40%の利子補給）
返済方法	元利均等 10 回償還（3 月と 9 月）
担保の提供	原則として担保保証の提供
取扱機関	群馬銀行本支店
融資あっせん	群馬県私学振興会の審査委員会にて融資対象の適否を審査し、運営理事会において適当と認められた後、関係書類一式を取扱金融機関へ送付し、学校と銀行が折衝し融資契約を結ぶ。

・経営資金貸付事業

県からの借入金 90,000 千円を原資として、私立学校の経営に必要な資金を短期間（1 年）貸し付けている。貸付対象者は、県内に設置認可を受けている私立学校である。主に夏季及び冬季の賞与資金として、または県からの経常費補助金の交付がされるまでのつなぎ資金として利用されている。

貸付は、群馬県私学振興会の事務局で申請者から提出された学校運営や財務の状況を

調査し、運営理事会の決定を経て、実行している。

主な概要

融資の対象	学校運営に必要な施設整備資金以外の資金
融資限度額	1校あたり2,000,000円（特例：4,000,000円）
融資期間	1年以内
融資利率	0.15%
返済方法	期限一括返済
取扱機関	群馬県私学振興会
融資契約	群馬県私学振興会の運営理事会において貸付の適否を審査し、適当と認められた後、金銭消費貸借契約を結ぶ。

(5) 基本財産 236,220千円

(内訳) 投資有価証券 235,802千円
定期預金 417千円

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	理事長	1 (1)				1 (1)
	副理事長	4 (4)				4 (4)
	常務理事				1	1
	理事	8 (8)				8 (8)
	監事	3 (3)				3 (3)
職員	事務局長				注1	
	事務部長				1	1
	事務局員		2			2
合計		16 (16)	2	0	2	20 (16)

() 内の人数は、非常勤である。

注1 事務局長は、常務理事が兼務している。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	320,802	327,327	306,418	注 1
固定資産	6,254,392	6,513,748	6,749,636	注 2
流動負債	760,089	327,363	352,200	注 3
固定負債	5,544,068	6,242,587	6,432,060	注 4
正味財産	271,036	271,124	271,792	

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 現金預金 30,310 千円、未収金 272,107 千円

○注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）235,802 千円

私学振興債引当資産（特定資産）361,510 千円

退職手当資金等給付資産（特定資産）5,504,477 千円

みなし退職金預り資産（特定資産）647,178 千円

○注 3 流動負債 未払金 350,861 千円

○注 4 固定負債 長期借入金 361,510 千円

退職手当資金等給付準備金 5,423,372 千円 みなし退職金預り金 647,178 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	1,903,203	1,204,080	1,201,195	注 1
経常費用	1,937,956	1,202,809	1,200,708	注 2
当期経常増減額	△34,752	1,270	487	
経常外収益	0	0	0	
経常外費用	0	0	49	
当期一般正味財産増減額	△34,752	1,270	437	

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

退職手当資金等給付資産受取利息（特定資産運用益）88,459 千円

会員出資金（事業収益）893,475 千円 受取県補助金（受取補助金等）197,749 千円

○注 2 経常費用

退職手当資金等給付金（事業費）1,036,691 千円

退職手当資金等給付準備金繰入額（事業費）129,573 千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	217,106	218,402	196,672	注 1
利子補給	1,994	1,731	1,078	注 2
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	100,000	100,000	90,000	注 3
合計	319,100	320,133	287,750	—
（参考）委託料	—	—	—	—

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

○私学団体研修事業等補助865千円、研修等事業費の補助、群馬県私学団体研修事業等補助金交付要綱

○私立学校教職員退職金資金等補助195,807千円、退職金資金等に係る費用の一部を補助、群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金交付要綱

備考 注 2 利子補給の内訳（平成 25 年度決算）

○私学振興会の利子補給事業（私立学校の施設整備に係る融資）に対する補助（H24年度迄の融資実行分が対象）1,078千円、群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金交付要綱

備考 注 3 貸付金の内訳（平成 25 年度決算）

○私学経営安定資金貸付、90,000 千円、私立学校経営資金貸付事業に対する貸付、群馬県私学経営安定資金貸付要綱

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	100,000	100,000	100,000	—
合計	100,000	100,000	100,000	—

【事業活動】

3. 事務処理の不備

(1) 融資適否の判定記載もれ（施設・設備整備資金融資あっせん事業）

施設・設備整備資金融資あっせんに関し、群馬県私学振興会は融資あっせんの適否を審査するため、審査委員会を置いている。

通常であれば、審査委員会を開催して融資あっせんの適否を審査するが、急な場合には、書面での持ち回りの審査が行われることがある。

平成 25 年 7 月の書面での持ち回りの審査の回議書を閲覧したところ、意思決定の手続上の問題はないが、運営理事 5 名のうち 4 名が適に○を付けているものの、1 名の適否の記入欄について、適否の判定に関する記載がないものがあった。

書面での持ち回り審査が行われた場合には、適否の判定は書面上でしか確認することができない。したがって、適否の判定結果を明らかにするためには、適否の判定結果を書面上に適切に記載することが必要である。

(2) 借入残高の確認（経営資金貸付事業）

経営資金の貸付は、貸付の限度額が、200 万円（例外 400 万円）に定められている。資金の申し込み時において、経営資金借入申込書が提出された場合に、群馬県私学振興会は、限度額以上の貸付を行わないようにするため、現在の借入残高を確認する手続を行っている。確認手続を実施した場合には、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄にチェックを記載することになっている。

しかしながら、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄を閲覧したところ、借入残高はなかったが、チェックの証跡がないものが散見された。

【意見 1】

施設・設備整備資金融資あっせん事業に関し、振興会は融資あっせんの適否を審査するため、審査委員会を置いている。通常は審査委員会を開催して融資あっせんの適否を審査するが、緊急の場合には書面で持ち回りの審査が行われることがある。

平成 25 年 7 月の書面での持ち回りの審査の回議書を閲覧したところ、適否の判定に関する記載がないものがあった。

経営資金貸付事業に関して貸付の限度額が定められているが、群馬県私学振興会は、限度額以上の貸付を行わないようにするため、現在の借入残高を確認する手続を行っている。確認手続を実施した場合には、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄にチェックを記載することになっているが、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄を閲覧したところ、チェックの証跡がないものが散見された。

上記のように、各事務手続は実施しているが、その事務手続を実施したことを証跡として残していない事例があった。

事務処理を実施した旨を証跡として残していない場合には、第三者から見たときに事

務手続を実施したのか、実施していないかを判別することができない。第3者から見ても、事務処理を実施したことをわかるように証跡を残すべきであるとする。

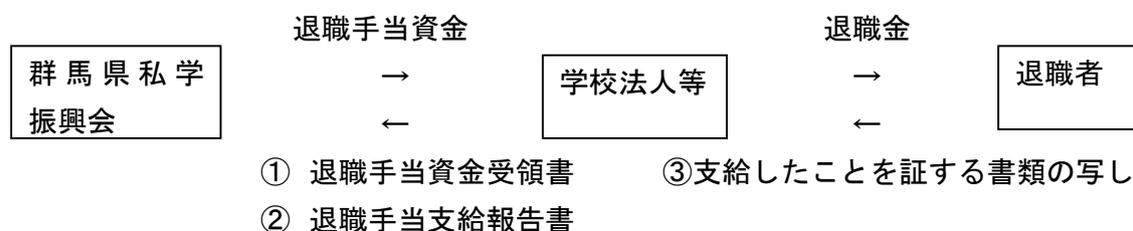
4. 退職手当資金受領書の提出遅延（退職金資金給付事業）

退職手当資金給付事務の手引きにおいて、学校法人等は、退職手当資金を受領した場合に、群馬県私学振興会に下記の3つの資料を提出することとされている。

- ① 「退職手当資金受領書」
- ② 「退職手当支給報告書」
- ③ 「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」

上記の各書類は、下記の事項を確認するための重要な資料である。

書類名	群馬県私学振興会が 書類の入手により確認できる事項
① 退職手当資金受領書	学校法人等が退職手当資金を受領したこと
② 退職手当支給報告書	学校法人等から退職者に退職金が支給されたこと
③ 支給したことを証する書類の写し （退職者の領収書または振込金受取書の写し）	学校法人等から退職者に退職金が支給されたこと（退職者の領収の証を直接確認できる）



各学校法人等から退職者に支払われる退職金については、各学校法人が独自に定めた退職金規程に基づいて支給されている。群馬県私学振興会から学校法人等へ支給される退職手当資金は、学校法人等が退職者に支払う退職金の原資の一部に充てられている。

退職者に支払われる退職金には、群馬県からの補助金が含まれていることから、群馬県私学振興会から学校法人等に支給された退職手当資金は、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されなければならない。

そのため、群馬県私学振興会は、退職者に実際の支給された退職金が、群馬県私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認する必要がある。仮に、退職金が退職手当資金を下回る場合には、学校法人等がその差額資金を受領したことになる。（群馬県からの補助金が、退職者ではなく学校法人等に支給され

たことになる)

平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金に関して、往査時点（平成 26 年 9 月 17 日）において、「退職手当資金受領書」、「退職手当支給報告書」、「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」の各書類を確認したところ、各書類を適宜入手していない事例が 1 件あった。

書類名	書類の作成日
退職手当資金受領書	平成 25 年 6 月 24 日
退職手当支給報告書	平成 26 年 5 月 19 日
支給したことを証する書類の写し (受給者の領収書または振込金受取書の写し)	平成 26 年 5 月 16 日

この手続について、学校法人等への督促は行っているものの、以前より書類を適宜に入手していない状況となっていた。監査上、確認の対象とした資料は平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金であったが、それ以外の月においても書類の提出が遅れているものがあると思われる。

【意見 2】

退職者に支給される退職金には、群馬県からの補助金が含まれていることから、群馬県私学振興会から支給された退職手当資金は、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されなければならない。群馬県私学振興会は、退職者に実際に支給された退職金が、私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認する必要がある。

学校法人等は、退職手当資金を受領した場合には、群馬県私学振興会に「退職手当資金受領書」「退職手当支給報告書」「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」の各書類を提出することとされている。当該書類は、群馬県私学振興会から支給された退職手当資金が、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されたことを確認するための重要な資料である。

平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金に関して、当該書類を確認したところ適宜入手していない事例があった。

群馬県私学振興会は、退職金の支給の都度、適宜学校法人等から当該書類を入手し、退職者へ実際に支給した退職金が、群馬県私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認することが必要であると考えます。

5. 規程の不備

(1) 融資あっせん要綱の不備（施設・設備整備資金融資あっせん事業）

施設・設備整備資金融資あっせん要綱では、以下のように規定している。

（融資手続き及び審査）第11条

4 取扱金融機関は、第2項の規定による関係書類の送付を受けた日から2週間以内に融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し、この要綱の定める融資条件に従って貸付額を決定し、融資しなければならない。

「融資あっせんの決定通知書」及び「施設・設備整備資金借入・貸付報告書」等を閲覧したところ、金融機関が関係書類の送付を受けた日から2週間以内に、「融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し融資条件に従って貸付額を決定し融資しているもの」は、平成25年度の融資あっせんにおいて1件もなかった。

【意見 3(1)】

施設・設備整備資金融資あっせん事業に関して、施設・設備整備資金融資あっせん要綱では、「取扱金融機関は、関係書類の送付を受けた日から2週間以内に融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し、この要綱の定める融資条件に従って貸付額を決定し、融資しなければならない。」と規定されている。

平成25年度の融資あっせんにおいて、金融機関が関係書類の送付を受けた日から2週間以内に「融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し融資条件に従って貸付額を決定し融資しているもの」は、1件もなかった。

「関係書類の送付を受けてから2週間以内に」という規定は、期間的に短く、実務上きわめて困難な設定となっている。要綱は、各手続を実務的に運用する上で、実現可能な設定とすることが必要であると考えられる。

(2) 経営資金の貸付限度額（経営資金貸付事業）

経営資金貸付要綱は、以下のように規定している。

（貸付限度額）

第8条 貸付けの限度額は、1校200万円とする。ただし、振興会が特に認めたものに限り1校の貸付限度額は、400万円とすることができる。

経営資金の貸付原資は、群馬県からの借入金90,000千円となっており、群馬県私学振興会が貸付できる総額が限定されている。限定された貸付原資をもとに、できるだけ多くの学校へ貸付けができるよう、公平性の観点から1校あたりの貸付限度額を定めているものである。

平成25年度の貸付について、12件すべてが400万円の貸付であった。貸付限度額は、原則200万円となっているにもかかわらず、すべての貸付がただし書の例外規定を適用している。また、要綱上において、「振興会が特に認めたものに限り」と規定されているが、特に認めたものの条件が明確に定められていない。

【意見 3(2)】

平成 25 年度の貸付について、12 件すべてが 400 万円の貸付であった。貸付限度額は、原則 200 万円となっているにもかかわらず、すべての貸付がただし書の例外規定を適用している。また、要綱上において、「振興会が特に認めたものに限り」と規定されているが、特に認めたものの条件が、明確に定められていない。

「振興会が特に認めたもの」という条件に関して、要綱上その条件を明確に定め、その条件に合致したものに対してのみ、貸付限度額を 400 万円とすべきである。

貸付の原資には群馬県からの借入金も含まれており、貸付を行うにあたっては、資金原資を公平に配分するという観点が必要である。「振興会が特に認めたもの」という条件を定める場合には、公平性の観点から学校の規模（生徒数等）に応じて金額を定めることも一案である。

【人事】

6. 勤務状況の報告

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、事務局に勤務する事務部長に対する人件費の支給に関して覚書を締結しており、覚書には群馬県私立中学高等学校協会は事務部長の勤務状況を私学振興会に報告すると記載されている。

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、同一の事務室内に事務局を置いており、群馬県私学振興会は日常的に事務部長の勤務状況を把握し、随時勤務状況の報告を受けている。しかしながら、規程上勤務状況について報告するとの記載があるにもかかわらず、文書による報告は受けていなかった。

勤務状況の報告に関して、規程上報告の方法や頻度についての定めはないが、契約が自動更新となっていることから、少なくとも年に 1 度は、文書による勤務状況の報告を受ける必要がある。覚書に別紙として報告書の雛形を作成し、その様式に基づいて報告を受けるべきである。

(参考)

「群馬県私立中学高等学校協会事務局事務部長の給与等の支給の取扱いに関する覚書」

公益財団法人群馬県私学振興会（以下「甲」という）と群馬県私立中学高等学校協会（以下「乙」という）は、乙の事務局に勤務する事務部長（以下「丙」という）に対する人件費の支給に関して、次の事項を申し合わせ覚書を締結する。

第 3 条（報告）

乙は下記事項について甲に報告するものとする。

- (1) 丙の勤務状況
- (2) 乙における丙の役職等身分変更のあるとき
- (3) その他給与等の変更に関すると認められる事項

第 5 条（有効期間）

本覚書の有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から 1 年間とし、以後有効期間満了 1 月前までに甲乙双方から申し出のないときは更に 1 年間自動的に更新するものとする。

【意見 4】

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、事務局に勤務する事務部長に対する人件費の支給に関して覚書を締結しており、覚書には群馬県私立中学高等学校協会は事務部長の勤務状況を私学振興会に報告すると記載されている。しかしながら、規程上勤務状況について報告するとの記載があるにもかかわらず、文書による報告は受けていなかった。

勤務状況の報告に関して、規程上報告の方法や頻度についての定めはないが、契約が自動更新となっていることから、少なくとも年に 1 度は、文書による勤務状況の報告を受ける必要がある。覚書に別紙として報告書の雛形を作成し、その様式に基づいて報告を受けるべきである。

7. 通勤手当

給与規程 第 2 条給与には、「給与は、基本給及び諸手当とし、その額及び支給方法は、群馬県職員の例によるものとし、これによりがたいときは、理事長の決定するところによる。」と規定されている。

群馬県では、「群馬県職員の給与に関する条例」では、税務上の限度額内の金額となっているものの、「職員の給与の支給に関する規則」にて、通勤手当を加算し、限度額を超えて支給している。

平成 26 年 3 月 31 日現在、マイカーで通勤している 3 名の通勤手当は、以下のとおりである。

現状の通勤手当		税務上の限度額		人数
11km 未満	7,350 円	10km 以上 15km 未満	6,500 円	2 名
26km 未満	17,850 円	25km 以上 35km 未満	16,100 円	1 名

1 か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税される。この超える部分の金額は通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要があるが、そのような処理がなされていない。なお、群馬県私学振興会では年末調整は行っておらず、源泉徴収額の過不足の修正は各人の確定申告に委ねられている。

【指摘事項 1】

現状の通勤手当では、マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額を超えている。1 か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税される。この超える部分の金額は通勤手

当を支給した月の給与の額に上乘せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要がある。

【資金運用】

8. 信用リスク情報の定期的な把握

群馬県私学振興会の資金運用は、「公益財団法人群馬県私学振興会資金管理運用要綱」（以下、「運用要綱」という。）の第3条の基本方針に記載されている通り、元本の返還が確実な方法で運用を行い、債券運用の場合には償還期限まで所持することを原則とする、とされている。

金利の変動により保有期間中において債券の価格変動は生じるものの、満期まで保有していれば元本の毀損はないため、安全性の観点からこのような運用方針を採っている。

ただし、群馬県私学振興会が保有している債券のうち、外国債券の中にはクレジットリンク債が含まれており、当該債券の参照企業においてクレジットイベントが発生した場合には、元本の回収ができない可能性がある。また、同様のことは通常の事業債についてもいえる。

そこで、群馬県私学振興会においては運用要綱の第5条（退職事業財産の運用債券等の格付等）の第1項において、債券の信用リスクを把握し安全性を確認するため以下の規定を設けている。

第5条 退職事業財産の運用債券等の格付と年限は、次のとおりとする。なお、格付機関は、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード&プアーズ（S&P）、日本格付研究所（JCR）及び格付投資情報センター（R&I）とする。

- （1）AA格以上（或いはカントリーリスク30位以内）の債券については、年限の制限は設けない。
- （2）A格（或いはカントリーリスク40位以内）の債券については、最長15年までとする。
- （3）前2号以外の格付でBBB格以上（或いはカントリーリスク50位以内）の債券については最長5年までとする。

群馬県私学振興会では、債券の購入時においては、格付情報を入手し、上記の規定に従って債券の購入の是非を検討しているが、取得後においては特に格付情報は入手していない。

しかしながら、格付は債券の発行後、定期的或いは随時に見直しが行われ、格付が変更されることがあることから、購入後においても保有債券の格付情報を入手し、信用リスクの状況を確認しておくことが必要であると考えます。

なお、群馬県私学振興会は債券について毎月末に時価情報を入手しており、信用リスクの上昇は時価下落という形で時価情報に反映されると考え、時価を把握することによ

り信用リスクを把握、評価しているとのことである。また、証券会社から市場を取り巻く経済情勢の変化等について、常時、メール、電話、訪問等により情報提供を受けているとのことである。これらもある程度有効なリスク把握の方法であるとは考えられるが、市場全体の資金需要の状況や経済環境など債券の価格は個別の信用リスクとは関係なく変動する場合もある。したがって、より元本回収の確実性に絞ってリスクを把握する観点から、購入後においても格付情報入手することは有用であると考えられる。

また、上記の運用要綱の規定では格付ごとに年限を定めているが、これは債券の格付が低く信用リスクが比較的高い銘柄でも、年限が短ければ流動性リスクが抑えられるため、総体としてのリスクは軽減されると判断してのものと考えられる。

そのような観点から、例えば保有している債券について、格付と残存期間別のマトリックス表を作成し、残存期間が長期のもので格付が低い銘柄の有無や、ポートフォリオ全体におけるリスクの偏りを分析することにより、今後の投資判断に役立てるということも有効なリスク管理手法であると考えられる。

なお、現状、振興会では債券はすべて満期保有目的の債券（後述の「5. 有価証券の保有目的について」を参照のこと。）に区分している。

公益法人会計基準上、満期保有目的の債券の一部を正当な理由なく他の保有目的区分の有価証券に振替えたり、償還期限前に売却したときは、満期保有目的の債券に属する他の債券について保有目的の変更があったものとして、他の保有目的区分に振り替えなければならないとされている。

ただし、一部の債券について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等一定の状況変化が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとはせず、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振替える必要はないとされている。

このように、会計基準上も満期保有目的債券について、投資先の信用状態の悪化等一定の状況における保有目的の変更や売却を想定していることから、必ずしも満期までの保有にとらわれることなく、信用リスクに関する情報入手し、上記の一定の条件に該当する状況が発生したかどうか、また発生した場合に保有目的の変更や売却を実施するかどうかを検討する必要があるものと考えられる。

【意見 5】

群馬県私学振興会では、元本の返還が確実な方法で運用を行う、という退職事業財産運用の基本方針に基づき、債券購入時において信用リスクを把握するために格付情報入手し、振興会の定めた格付毎の年限のルールに従い、債券購入の是非を判断している。

しかしながら、債券購入後においても、信用リスクの変動による格付の変更があることから、定期的に、また必要に応じて格付情報入手することが必要であると考えられる。

9. 仕組債のリスク管理

群馬県私学振興会は、県内にある私立学校の教職員の将来の退職手当給付に充てるための退職手当資金等給付資産として有価証券の運用を行っている。平成26年3月末における退職手当資金等給付資産は5,504,477千円であり、その主な運用資産の内訳は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

運用商品区分	運用金額（帳簿価額）
預金（概ね普通預金）	194,607
金銭信託（信託財産の投資先は主に日本国債）	1,900,000
外債（ユーロ円建の仕組債）	2,939,765
事業債	470,105
合計	5,504,477

平成25年度においては運用利回りを1.5%として財政計算を行い、それに基づいて各学校の負担金の掛金率を算定している。しかしながら、近年の超低金利下における運用難から、通常の国債や事業債のみの運用では予定された運用利回りを獲得することができなくなってきており、運用利回り向上を図るため上記のとおり運用資産の過半を比較的利回りの高いユーロ円建ての仕組債で運用している。

群馬県私学振興会の資金管理運用要綱における有価証券運用の基本方針として、元本の返還が確実な方法で運用を行うものとされているため、仕組債とはいっても発行体やクレジットリンク債における参照企業の破たん等による元本毀損を考慮外に置くならば、元本償還は額面の100%が確保されており、金利や為替レートなどの指標の水準により債券の利息（クーポン）部分のみが変動する商品となっている。

上記の外債をさらに種類別に区分すると以下のとおりとなる。

(単位：千円)

区分	金額（帳簿価額）
① コーラブル条項付パワーリバースデュアル債（6銘柄）	1,000,000
② コーラブル条項付リバースデュアル債（1銘柄）	100,000
③ リバースフローター債（4銘柄）	247,000
④ クレジットリンク債（4銘柄）	325,000
⑤ リパッケージ債（10銘柄）	1,267,765
合計	2,939,765

上記のうち、①及び②はクーポンが為替の水準（円対米ドル、豪ドル等の比率）により変動するもので、そのうちでも①は②に比較してよりレバレッジの効いたものとなっている。

特に、①の6銘柄は、発行日から償還日までの期間が30年と長期であり、クーポンが0%以下にはならないものの、為替の水準次第ではクーポンが長期にわたって0%或いはそれにほぼ近い水準に低迷する可能性もあった。また、当該6銘柄は同一発行体によるものであり、信用リスクが当該1社に集中している。

上記①の債券については、実際に購入時以降、円高の進行により過去の利息の受取時期にクーポンが0%になり、利息の受領がなかった時期がある。ただし、結果としてその後、円安が進み、群馬県私学振興会が受け取る利息の累積額が一定の基準以上になるなど早期償還条件に抵触し、上記1,000,000千円のうち650,000千円が平成26年8月に繰上償還されている。

結果としては、長期にわたりクーポンが0%に低迷するといった事態は避けられ、繰上償還された債券については保有期間全体で見ればそれなりの利回りを確保できたものの、退職手当資金等給付資産の約55億円のうち10億円が概ね同一のリスクに晒されているという状況は、「資金管理運用要綱」にある「金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等ポートフォリオを勘案し、分散運用を図るものとする。」との趣旨に沿った運用であったかという点でその適否の判断が分かれるところであると思われる。

いずれにしても、上記のとおり、群馬県私学振興会は仕組債での運用を運用資金のうちのかなりの割合で行っている。一般に、仕組債はデリバティブが組み込まれていない通常の国債や事業債に比べて運用利回りが比較的高い一方で、その分リスクは高くなっているものが多いと考えられるため、安全性が重視される地方公共団体やその外郭団体においては仕組債を保有すべきではないとの意見も一部にはある。しかしながら、現状のような運用難の状況を考えると、リスクとリターンとのバランスを勘案して運用資産のある程度のボリュームを仕組債で運用することもやむを得ないものと考えられる。

ただし、現状、群馬県私学振興会においては仕組債の購入に際して、複数の証券会社からの提案を受けた上で検討を行っているものの、特段の基準やマニュアル（以下、基準等）が存在せず、「資金管理運用要綱」に従って通常の債券の購入と同様に、或いはそれに準じて購入の判断及び購入手続を行っている。しかしながら、前述のとおり仕組債は運用利回りの高さゆえにリスクが高い金融商品であり、通常の債券より厳格な判断が求められることから、当該判断を行うにあたっての仕組債の投資方針や具体的な購入に係る判断基準を明確にした基準等が整備・運用される必要があると考える。

例えば、以下のような対応が考えられる。

- ・ 現状の「資金管理運用要綱」においては、元本変動型の商品の比率を運用資金総額の10%以内に抑える旨が規定されている。（実際には元本変動型の商品は現在保有していない。）この規定と同様に、仕組債についても一定の保有限度を設けることが考えられる。
- ・ 現状では退職事業資産の運用・売却について、1件当たり10億円以上の場合には「理事会の議決」で、1件当たり10億円未満の場合には「理事長の決定」で決定

されることとされ、元本変動型の商品は当該規定にかかわらず「理事会の議決」によることとされているが、仕組債についても一定の厳格化規定を設け、購入にあたって十分な協議を行うような手続を設定するということが考えられる。

- ・ 基準等において仕組債のリスク要因（為替や金利など）ごとにリスクの許容限度を設けるということも、リスクの分散という観点からは有効であると考えられる。

また、今後購入する債券の種類や価格条件等の判断に役立てるため、現在保有している仕組債全体についてリスク分析（例えば、為替や金利の変動に対するストレステストやシナリオ分析を実施するなど）を実施して、現在のポートフォリオにおけるリスクの偏在の有無等を把握できるようにすることが望ましい。

【意見 6】

群馬県私学振興会は仕組債での運用を運用資金のうちのかなりの割合で行っている。

一般に、仕組債はリスクが高いため、安全性が重視される地方公共団体やその外郭団体においては仕組債を保有すべきではないとの意見も一部にはあるようであるが、現状のような運用難の状況を考えると、リスクとリターンとのバランスを勘案して運用資産のうち、ある程度のボリュームを仕組債で運用することもやむを得ないのではないかとと思われる。

上記のような状況の中で、現状群馬県私学振興会においては、複数の証券会社からの提案を受けた上で、購入の検討をおこなっているものの、仕組債の購入に際して基準等が存在せず、「資金管理運用要綱」に従って通常の債券の購入と同様に購入の判断及び購入手続を行っている。しかしながら、仕組債は運用利回りの高さゆえにリスクが高い金融商品であり、通常の債券より厳格な判断が求められることから、当該判断を行うにあたっての仕組債の投資方針や具体的な購入に係る判断基準を明確にした基準等が整備・運用される必要があると考える。

また、今後購入する債券の種類や価格条件等の判断に役立てるため、現在保有している仕組債全体についてリスク分析を実施することが望ましい。

10. ペイオフへの対応

わが国では、万一、取引金融機関が破たんした場合でも、普通預金や定期預金について預金保険制度により、一金融機関一預金者あたり元本 10,000 千円とその利息が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払い（ペイオフ）が行われることとされている。一方で、上記の金額を超過した預金等については、預金保険制度の保護の対象外となる。

したがって、金融機関破たんによる預金の回収リスクを確実に軽減するという観点からは、一金融機関あたりの預金額を 10,000 千円以内に納めることが有効である。

一方で、振興会においては、平成 26 年 3 月末時点で、普通預金が 224,917 千円、定期預金が 162,669 千円あるが、これはすべて同一金融機関の預金となっている。

現状、金融機関の破たんリスクは低く、また、預金の預け先について 10,000 千円を基準に分散させることは非現実的であるとも考えられるが、預金に対する回収リスクが存在する以上、当該リスクに対する何らかの管理手続を行う必要があると考える。

ペイオフ対応に関しては、資金管理運用要綱において以下のように規定されている。

(取引金融機関の経営状況の把握)

第 11 条 理事長及び担当職員は、取引金融機関の経営状況の把握に努めなければならない。この場合においては、できる限り適切な把握に努めるものとするが、実務的には、新聞情報、株価情報等一般的な注意を怠らない程度の把握で足りるものとする。

2 ペイオフ対象の金融商品を購入している取引金融機関の経営状況の把握に当たっては、当該金融商品がペイオフ対象金融商品であることを十分認識し、前項の規定と同様に適切な経営状況の把握に努めるとともに、状況に応じて金融商品の早期解約をする等適切な対応に努めるものとする。

群馬県私学振興会においては、上記のような規定に従い、取引金融機関の経営状況の把握を行っているが、組織内の管理手続として取引金融機関の経営状況の把握内容に関する文書化及びその報告手続が実施されていない。

現状においてはリスクが顕在化する可能性はそれほど高くはないと考えられるものの、預金についても有価証券同様リスクのある資産であるという認識を持ち、定期的にペイオフ対象資産の状況とともに、預金先の経営状況に関する情報を報告し、対応を検討することが必要であると考ええる。

【意見 7】

群馬県私学振興会においては、平成 26 年 3 月末時点で、普通預金が 224,917 千円、定期預金が 162,669 千円あるが、これはすべて同一金融機関の預金となっており、ペイオフ対象となる 10,000 千円を超過している。

群馬県私学振興会においては、「資金管理運用要綱」に従い、ペイオフ対策として取引金融機関の経営状況の把握等を行っているが、組織内の管理手続として取引金融機関の経営状況の把握内容に関する文書化及びその報告手続が実施されていない。

現状においてはリスクが顕在化する可能性はそれほど高くはないと考えられるものの、預金についても有価証券同様リスクのある資産であるという認識を持ち、定期的にペイオフ対象資産の状況とともに、預金先の経営状況に関する情報を報告し、対応を検討することが必要であると考ええる。

11. 中長期運用計画の策定

群馬県私学振興会においては、運用要綱の定めに従い、毎会計年度ごとに債券の種類、満期までの年数、証券会社別等の資産保有状況を踏まえた資金運用計画書を作成し、理

事会の承認を受けている。また、運用の状況については四半期ごとに資金運用委員会に報告され、資金運用委員会を通じて理事会に報告されている。

しかしながら、一方で、年度を超えた中長期の計画については特に策定されておらず、運用要綱においても各年度を超えた中長期の資金運用計画の策定について特段それを求める規定はない。

前述のとおり、群馬県私学振興会は県内にある私立学校の教職員の将来の退職手当の給付に充てるための退職手当資金等給付資産として有価証券の運用を事業としておこなっているが、当該運用資産の財源として各私立学校からの負担金のほか、県からの補助金を収受して運用資産の形成に充てている。

ただ、県からの補助金については平成 24 年度以降、一定水準まで段階的に削減されることとされており、仮に学校の負担金の増加を伴わないとすれば、資産残高を維持するためには従前以上に高い運用利回りが要求されることとなる。

現状のような超低金利下の運用難の環境で、リスクを限定した上で高利回りの運用益を獲得するのは容易ではない。このような状況において有効な資金運用を行うためには資金運用計画を策定し、それに基づいて計画的に投資を行うとともに、計画に対する運用実績の分析を実施し、改善策を検討し将来の運用成績の向上につなげていくことが求められるものとする。

また、群馬県私学振興会においては将来の退職給付に充てるための資金の運用という長期的な観点からの運用が求められている。そのような運用目的の下で、資金運用方針としても元本リスクのない債券を中心に満期まで保有することを前提にしており、満期までの期間での途中で売却することは想定していない(前述のとおり現在保有している有価証券の保有目的はすべて満期保有目的債券である。)。また、現状においては金利リスクを考慮して、残存期間が 5 年程度の短期債を中心に運用してはいるものの、仕組債の中には 30 年といった長期のものも一部含まれている。

このようなことから、今後仮に運用益の向上を狙って現状のポートフォリオの見直しを行うという場合でも、債券ごとの満期償還のタイミングでしか投資資産の入れ替えを行うことができず、短期間での大幅なポートフォリオの見直しを行うことが難しいため、ある程度中長期的に計画性を持ってポートフォリオの見直しを実施することが必要となる。

以上のような群馬県私学振興会を取り巻く状況を勘案すれば、現状作成している単年度計画だけではなく、中長期の資金運用計画を策定する必要がある。そして、中長期の計画を策定した上で、それに基づきより具体化した単年度計画を策定し、実績を評価し、改善の方策を検討し、さらに計画の見直しを行うという PDCA サイクルを実践していくことが求められる。

具体的には、例えば以下のような手続が想定される。

- ① まず、今後目指すべき収益の水準など中長期的な目標を定める。
- ② その目標を達成するための資金運用計画の策定に際して金利条件や株価、為替レートなどがどのような水準になるかという中長期の計画を策定するための前提条件を決定する。(この前提条件は、下記⑥で計画と実績との差異について分析する際に、その差異の要因分析を行うにあたって重要となる。)
- ③ 上記の前提条件を基礎にして、どのようなポートフォリオを採り、それらの資産からどの程度の収益を得るのかを大まかに想定した中長期の資金運用計画を策定する。
- ④ 中長期計画を実現するため、中長期計画の方針にしたがって、より具体化した単年度計画を策定する。
- ⑤ 単年度計画の策定に当たっては、単に年度で目標とされる収益を計画するだけでなく、許容できるリスクの程度も明確にしておく必要がある。(単に収益目標のみ計画するとそれを達成するために過大なリスクを取ってしまう可能性があるため。)
- ⑥ 単年度の計画に対し、年度終了後、或いは必要に応じて年度途中において実績と比較分析を行い、資金運用に係る課題や問題点を把握するとともに、それに基づき中長期計画或いは単年度計画の見直しを検討する。

なお、中長期計画を策定するに当たって過去の運用実績が参考となるものと考えられる。例えば、債券の種類ごとの収益額と利回りの一覧を作成し、それを時系列で並べ、各年度の市場環境に係る情報も含めて一覧表にすれば、将来の計画策定の基礎情報や計画と実績との比較分析を行うための参考情報として利用できるものと考えられる。

【意見 8】

群馬県私学振興会においては、運用要綱の定めに従い、毎会計年度ごとに債券の種類、満期までの年数、証券会社別等の資産保有状況を踏まえた資金運用計画書を作成し、理事会の承認を受けているが、年度を超えた中長期の計画については特に策定されておらず、運用要綱においても各年度を超えた中長期の資金運用計画の策定について特段それを求める規定はない。

しかしながら、県からの補助金の減少により今後より運用成績の向上が求められる可能性があると考えられることや、資金の運用目的として長期的な観点からの運用を求められていることから、現状作成している単年度計画だけではなく、中長期の資金運用計画を策定する必要があるものとする。

中長期の計画を策定した上で、それに基づきより具体化した単年度計画を策定し、実績を評価し、改善の方策を検討し、さらに計画の見直しを行うという PDCA サイクルを実践していくことが求められるものとする。

なお、例えば、債券の種類ごとの過去の収益額と利回りの一覧を作成し、それを時系列で並べ、各年度の市場環境に係る情報も含めて一覧表にすれば、中長期計画策定や実績分析を行うに当たっての参考となるものと考えられる。

12. 有価証券の保有目的

金融商品会計基準によれば、有価証券はその保有目的に応じて以下のように区分されている。また、公益法人会計基準においても、以下と同様の区分があり、これらの区分に応じて金融商品会計基準に準じた会計処理が規定されている。

区分	内容
売買目的有価証券	取得後、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する債券であり、公益法人においては、通常当該区分への有価証券の分類は想定されない。
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図をもって保有する社債等その他の債券で、原則として時価評価せず、取得価額或いは償却原価法により評価する。
子会社株式及び関連会社株式	子会社及び関連会社に該当する会社の株式で、原則として取得原価により評価する。
その他有価証券	上記以外の有価証券で、長期的な時価の変動により利益を得る目的で保有する有価証券や業務提携などの目的で保有する有価証券が含まれる。時価評価を行い、時価評価に伴って生じる評価差額は当期の正味財産増減額として処理される。

群馬県私学振興会においては、運用要綱の第3条において、財産の資金は元本の返還が確実な方法で運用を行うこととされ、債券運用の場合は、償還期限まで所持することを原則とするとされていることから、その規定に従い、現状保有している有価証券はすべて償還期限まで保有することを目的とする満期保有目的の債券としている。

満期保有目的の債券で運用することは、償還期限まで保有すれば償還時に元本回収ができることから安全性が高く、また、原則として償還時まで一定利回りが獲得できることから、運用益の予想をたて易いというメリットがある。また、運用担当者に債券売買に関する専門的な知識も特段必要なく、常に市場環境をウォッチしている必要もないため、運用に係る事務コストや手間がそれほどかからないというメリットもある。

しかしながら、一方で、前述のとおり県からの補助金削減などにより、退職手当資金等給付資産の財政状態を取り巻く環境が厳しくなり、より運用成績の向上が求められる可能性があるが、そのためには、満期保有目的の債券での運用のみでは現状の低金利下においては運用利回りの向上には限界があるとも考えられる。

また、債券は残存期間が長期になればなるほど金利変動に対する価格弾力性が高いため、今後の金利変動如何では固定利率の中長期の債券を満期保有目的の債券として償還期限まで保有するといったことが、著しく機会損失を発生させることになる可能性もあると考えられ、満期保有債券での運用にも一定のリスクがあるものと考えられる。

公益法人という性質上、安全性が最も重視されるべきであり、また、運用担当者の負担等を考慮すると、すべての運用資産についてその他有価証券での運用を行うことは現実的ではないと思われるが、上記のような今後の群馬県私学振興会を取り巻く環境や満期保有目的の債券のリスクを考えると、より有効な運用を行う観点からその他有価証券として保有するための一定の資金運用枠を設け、その範囲内においてはアクティブ運用の要素を取り入れてある程度運用益を狙うというような運用方法も検討させるべきではないかと考える。

【意見 9】

現在群馬県私学振興会においては、現状保有している有価証券はすべて償還期限まで保有することを目的とする満期保有目的の債券としている。

満期保有目的の債券で運用することは、安全性の観点や運用益の予想のたて易さ、事務負担の観点等からメリットがあるが、一方で、今後の群馬県私学振興会の財政状態を取り巻く環境が厳しくなることが予想され、中長期債券を償還期限まで保有することによるリスクもあることから、資産運用の有効性を高めるため、その他有価証券として保有するための一定の資金運用枠を設け、その範囲内においてアクティブ運用の要素を取り入れてある程度運用益を狙うというような運用方法も検討させるべきではないかと考える。

【会計】

13. 固定資産の取得

平成 25 年 9 月にパソコンを 4 台（399,399 円 1 台あたり 99,850 円）購入し、全額が法人会計の消耗什器備品費勘定で費用処理されている。一方、同日付で同一の購入先へパソコン導入設定費用 90,300 円（初期設定やネットワーク接続に関する設定費用）については、事業費の委託費勘定で費用処理されており、80%を振興事業へ、20%を法人会計に按分している。

委託費勘定は、通常 80%を振興事業へ、20%を法人会計へ按分しており、導入設定費用も委託費勘定で処理していることから、これに準じて処理しているとのことである。パソコン導入設定費用は、パソコンを使用できる状態にするために必要な付随費用であることから、資産の取得価格に算入すべきである。

群馬県私学振興会の会計処理規程の第 6 章固定資産の第 32 条にも、下記の規定がある。

（取得価格）

第 32 条 固定資産の取得価格は次の各号の定めるところによる。

(1) 購入によるものは、購入価格に附帯費用を加算した額

よって、パソコンの設定費用は、付随費用であることから、上記第 32 条に従って取得価格に算入すべきである。

また、同会計処理規程の第6章固定資産の第32条2には下記の規定がある。

第31条2

この規程において、「什器備品」とは、耐用年数1年以上であって、かつ1個又は1組の価格が10万円以上のものとする。

固定資産の計上基準を決定することは、法人の事務処理の効率性及び画一性を図るために必要であり、これに従う必要がある。

パソコンの設定費用を取得価格に算入するとパソコン1台あたり122,425円(=99,850円+90,300円÷4台)となり、資産計上し減価償却を行う必要がある。

【指摘事項 2】

群馬県私学振興会の会計処理規程では、固定資産の資産計上基準は10万円以上となっている。

平成25年9月に4台パソコンを購入しており、本体の価格は1台あたり99,850円であることから、会計処理規程に従い費用処理している。

しかし、パソコンの購入にあたっては設定費用として別途90,300円が発生しており、1台あたり22,575円となっている。

当該設定費用は、パソコンを使用できる状態にするための付随費用であり取得原価に算入する必要がある。

当該設定費用をパソコンの取得原価に算入すると1台あたりの取得原価は122,425円であり、10万円以上となるため資産計上する必要がある。

資産を購入するに当たり要した必要経費(使用できる状態にする必要経費を含む)は、付随費用として取得原価に算入すべきである。

また資産計上の判断にあたっては、付随費用も含めた取得原価で判断すべきである。

14. 固定資産の区分と耐用年数

会計処理規程第36条第2項によれば、『什器備品の減価償却は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用する』とされている。

この省令によれば、耐用年数は以下のとおりである。

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数			
6. 器具及び備品	2. 事務、通信機器	電子計算機	
		パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4年
		その他のもの	5年

無形減価償却資産の耐用年数		
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3年
	その他のもの	5年

しかしながら、群馬県私学振興会では、以下の備品につき、平成26年3月期においてすべて定率法で耐用年数を6年として計算していた。また、ソフトウェアは、無形固定資産であり、定額法にて計算する必要があるが、什器備品として計上されていた。

資産名称	取得日	取得価額	耐用年数	当期償却額	摘要
パソコン FMVD5230	H19/2/23	222,600	6年	7,083	H26.3.31 除却
パソコン FMVD5250	H20/3/28	202,650	6年	10,877	H26.3.31 除却
15型 FMVC ノートパソコン	H20/3/28	192,150	6年	10,313	
パソコン FMV5255Vista	H20/5/23	151,620	6年	9,966	H26.3.31 除却
PCA 公益法人会計 V.10	H21/3/17	393,750	6年	25,882	
公益法人会計用パソコン	H21/3/18	109,200	6年	7,178	H26.3.31 除却
退職出資金管理システム用パソコン	H22/3/17	109,200	6年	10,540	
公益法人会計 V12	H24/2/23	126,000	6年	28,503	
ファイルサーバー	H24/8/28	146,790	6年	38,030	

『什器備品の減価償却は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する』という会計処理規程に従って、減価償却費が計上されていなかった。什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要がある。また、ソフトウェアは、無形固定資産として計上し、定額法にて5年で減価償却費を計算する必要がある。

【指摘事項 3】

什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要があるが、平成26年3月期においてすべて定率法で耐用年数を6年として計算していた。また、ソフトウェアは、無形固定資産であり、定額法にて計算する必要があるが、什器備品として計上されていた。

什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要がある。また、ソフトウェアは、無形固定資産として計上し、定額法にて5年で減価償却費を計算する必要がある。

15. 賞与引当金に関する社会保険料の未払計上

平成 26 年 6 月に支給する賞与の平成 26 年 3 月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分を未払費用として計上していない。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の費用または損失として計上するものである。このため、平成 26 年 3 月期までの労働の対価として支払う賞与については、平成 26 年 3 月期に負担すべき費用として、引当金を計上している。

一方で、賞与に対する社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の会社負担分については、賞与を支給するときには必ず発生し、金額を合理的に見積もれることから、賞与と同様に平成 26 年 3 月期の費用（健康保険料＋厚生年金保険料）の 4/6 か月＝156 千円）として費用計上することが望ましい。

【意見 10】

平成 26 年 6 月に支給する賞与の平成 26 年 3 月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分は費用として計上していない。賞与に対する社会保険料の会社負担分についても、平成 26 年 3 月期負担分として計上することが望ましい。

このため、平成 26 年 3 月期の費用として認識すべき金額〔賞与に係る社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の会社負担分の 4/6 か月分である、156 千円〕を費用計上することが望ましいと考える。

16. 訂正会計伝票の修正印

現状の会計仕訳の作成までの流れは下記のとおりである。

まず初めに PCA 公益法人会計システム（以下：会計システム）へ勘定科目、摘要、金額を入力する。

当該項目を会計システムに入力することにより、会計システム上で伺い書が作成される。当該伺い書を会計システムから出力し、事務部長、常務理事に回覧し決裁権限者の承認・決裁を得る。

決裁権限者の承認・決裁を得た後に会計システムより、当該伺い書のデータ呼び出し、システム上で承認手続きを行うことにより、会計仕訳データが作成される。

この伺い書を作成する仕組みは、私学振興会用に後付けで作成した仕組みであり、会計仕訳データが作成されると当該伺い書のデータは、会計システム上再度出力することは出来なくなる。

会計仕訳を修正する場合には、会計システム上で会計仕訳データを呼び出し、直接上書きすることにより修正され、修正前会計仕訳データは、仕訳帳上二重線の見え消しデータで残る。

伺い書のデータは、会計仕訳データが作成されており再度出力することが出来ない

め、当初出力した伺い書の金額を手書きで見え消し修正をしているが、訂正印は押印されていない。

本決算における未払退職手当給付金の負債計上や退職手当資金等給付資産振替、未収出資金の未収計上、事務管理費の振替等の決算修正伝票に係る伺い書において、金額が手書き訂正されているものが散見されたが、決裁権限者の訂正印が押印されていなかった。金額等の修正に関する決裁権限者の訂正印の押印は、修正に関して決裁権限者が承認したことを意味する重要な行為である。

【指摘事項 4】

会計仕訳を作成する場合、PCA 公益法人会計システム上で伺い書を作成・出力し、当該伺い書を回覧し決裁権限者の決裁を受けている。決裁を受けた後、PCA 公益法人会計システム上、当該伺い書のデータを承認することにより、会計仕訳データが作成される。

一旦会計仕訳データが作成されると、再度 PCA 公益法人会計システムから伺い書を出力することは出来ない。

会計データを修正する場合には、PCA 公益法人会計システム上で修正する会計データと呼び出し、直接金額等を修正する。

伺い書は、当初の伺い書の金額等を見え消しで修正しているが、修正に関する決裁権限者の訂正印は押印されていない。金額等の修正に関する決裁権限者の訂正印の押印は、修正に関して決裁権限者が承認したことを意味する重要な行為である。

よって、会計データの修正にあたっては、当初の伺い書に決裁権限者の訂正印を押印すべきである。